

運転資金等の借入に伴う利子補給助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

岐阜県内に本店を置く会員事業者（以下「事業者」）の経営安定に資するために、事業者が岐阜県内の金融機関（本・支店）から新たに借り入れた資金（運転資金、設備資金など）の融資【**融資実行日：令和6年3月1日～令和7年2月28日**】を対象とする。

但し、近代化基金融資並びに当座貸越等の借入額及び返済期間が確定していない借り入れは対象となりません。

2. 助成金額

- (1) 借り入れた額の1%相当額を利子補給として助成し、**1事業者当り30万円を上限とする。**また、限度額に達するまで再助成を受けることができる。
- (2) 原則として、1年以上・借入金利率1%以上の借入れを対象とするが、それ未満の場合は、その相当額を助成する。
- (3) 借り換え等の場合は、助成金額を調整する場合がある。

3. 予 算

1,200万円

4. 助成金交付申請（請求）期間

令和6年4月22日（月）～ 令和7年3月3日（月）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- (1) 交付決定通知
助成金の振込通知をもって交付決定通知とする。
- (2) 運転資金等利子補給助成金申請書（助成金請求書）
融資実行後、概ね1ヶ月以内に申請すること。
※最終申請期限は、令和7年3月3日（月）までとする。

〈助成のフローチャート〉

